

課題研究報告

Ⅲ 神戸の少年事件がつきつけたもの

司会者 岩見 和彦 (関西大学)

報告者 津富 宏 (法務省矯正研修所)

清永 賢二 (日本女子大学)

瀬戸 知也 (宮崎大学)

1997年に神戸で起きた、14歳の少年による「連続児童殺傷事件」は、私たちに大きな衝撃を与えた。この「事件」の衝撃の大きさは、センセーショナルな事件経過と、「加害少年」の14歳という年齢に由来するところが大きいと思われるが、その他にも、この「事件」には、注目すべきいくつかの特徴がある。「少年事件」ということで、一次資料が決定的に不足している反面、「犯行声明」「犯行メモ」「供述調書」など、多数の文書資料が存在し、さまざまな論者による「事件」の分析や解説の格好の素材となったこと、そうした論者に先導されるかたちで、犯行声明の公開や「少年」逮捕の後、急速に「教育問題」としての様相を帯びていったこと、少年法改正や「心の教育」の要請等々、多くの社会的議論の契機となったこと、などである。

さて、本学会には、「教育問題」や「少年事件」の研究枠組みに関して一定の蓄積があり、課題研究においても、「子ども観」「いじめ」といったテーマで議論を深めてきた。今回のテーマは、そうした議論をふまえたうえでの、具体的な「事件」へのアプローチの試みである。つまり、この「事件」を語るいくつかの

枠組みは、既に手にしているといえる。

しかし、本部会では、既存の研究枠組みに依拠することで、この「事件」をいかに語ることができるのか、という課題にとどまらず、この「事件」が、既存の枠組みやことばでは語ることができない、新たな視点やことばを求めるものであるという可能性も視野に入れ、もしそうであるなら、それはどのようなものを検討していくことに、より重要な意義を見出した。したがって、各討論者やフロアーの参加者には、自分自身がこの「事件」とどうかかわったのか、すなわち、自身の研究枠組みや職業的実践が、この「事件」を契機としてどのように変化したのか（あるいは変化しなかったか）あらためて問い直すという、いささか自省的な実践を求めることになった。

まず津富氏は、矯正の実務家としての立場から問題提起を行った。氏によれば、彼らの職業生活は、この「事件」から直接的には「何もつきつけられていない」ものの、処遇カリキュラムの変更や少年法改正の議論などのかたちで、職業的実践への影響も現れはじめたという。そこで氏は、実務家にとってのよりよい職務環境を確保するために、この「事

件」に関して教育社会学が取り組むべき、3つの研究課題を提案する。すなわち、①少年法改正の議論にみられるような、「個人主義化」「法化」を促進する社会的条件およびそれが社会統制のあり方や効果にもたらす帰結についての研究、②ヒューマン・サービスの評価、とくにアカウントビリティ担保の要請が業務に与える影響についての研究、③非行、問題行動に関する堅実な実証研究、である。特に、③に関しては、「事件」について百花繚乱の言説が飛び交い、マスメディアが「不安産業」化している現状では、健全な言説環境の整備が急務であるという。

次に、清永氏が、今回の「事件」を少年非行世界の変容という観点から論じた。氏は、この「事件」が「空洞の世代」の「完成された事件」として位置づけられることを、「犯行メモ」や「供述調書」といった文書資料から読みとく。氏によれば、「空洞の世代」とは、「自己感覚の剥落」「他者感覚の剥落」「社会的規範の喪失」という「3つの喪失」を特徴とし、この「事件」にはそうした特徴が端的に現れているという。

しかし、こうした非行世界の変容は、実は、10年前のある少年事件の際にすでに始まっており、その際研究者が変化に敏感に対応していなかったことが、今回の「事件」を生み出すことに帰結してしまったという。氏は、少年世界・非行世界の変化に敏感になることで、今後の非行傾向の予測も可能と考える。

最後に、瀬戸氏が、ナラティブアプローチという方法論を用いてこの「事

件」を読みとき、その自身の「読みの実践」を自省的にとらえなおすという作業の報告を行った。氏はまず、ナラティブコミュニケーションの問題としてこの「事件」を語るナラティブをとらえたとき、そこにオルタナティブ化（語りの複数性）という点で欠如があることを明らかにする。

しかしその後、被害者（の家族）のナラティブには、ナラティブの複数性という可能性が示唆されていることに、氏は気づかされたという。被害者のナラティブには「酒鬼薔薇聖斗」という作中人物は現れず、もっぱら「少年」は加害者として認識されているだけであった。ここにおいて氏は、「酒鬼薔薇聖斗」を「事件」の重要な登場人物として前提していた自分たちこそが、「酒鬼薔薇聖斗」を造形していたのではないかと、あらためて自らの「問い方」を問い直すことになったというのである。

総括討論では、まず天理大学の石飛氏の発言を契機として、「規範」認識についての議論がなされた。

また清永氏に対しては、氏の分析や枠組みの根拠について確認する質問がいくつかなされた。限られた時間の中での報告であったため、結論として提示された明瞭な図式がどのような論拠により生み出されたのか、十分に伺うことができなかったことは残念である。

また、科学警察研究所の原田氏からは、津富氏と同様、百花繚乱の議論を提出するのは結構だが、現場の人間としては、そのことの社会的影響力について十分な認識をもっていてもらいたいとの発

言があった。ここには、津富氏の問題提起とともに、現場とアカデリズムとの関係という古くからの問題が含まれており、この「事件」のような具体的な契機を通じて再び顕在化したといえよう。

本部会で取り上げた「事件」が、多くの人びとに非常に大きな衝撃を与えたことは明白であり、統計的には極めて少数の「例外」であっても、われわれの世界

観に何かふれるものがあったのは事実であるように思われる。もちろん、本部会での議論もまた「事件」を構成する一部であるとの自省は求められるものの、一つの「事件」をめぐる多様な視点が存在することをあらためて確認できた、刺激的な部会であったように思う。

(文責：研究部 上田智子)